

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画大原戸寺町地区地区計画を次のように変更する。

名 称		大原戸寺町地区地区計画
位 置		京都市左京区大原戸寺町の一部及び大原井出町の一部
面 積		約 1 8 . 9 ヘクタール
地区計画の目標		当地区は、豊かな自然環境に包まれた大原地域の南の玄関口に位置しており、また、古来より旧若狭街道に多くの人々が往来するなど、独自の文化が継承されたまちである。 国道 3 6 7 号の道路整備が進んだ現在も、旧道沿いには風情のある歴史的な町並みが残し、高野川と国道の間には新しい戸寺の顔となる町並みが形成されつつある。また、高野川の西岸には、地域医療の中心となる大原記念病院をはじめとする医療福祉施設や住宅地が広がっている。 このような地区において地区計画を定めることにより、集落ビジョン「大原戸寺 花の里 めでたいづくし宣言」に謳う豊かな自然、歴史、文化、風習、絆が今に息づく環境と調和する風情ある集落環境の保全・形成を図るとともに、医療福祉機能を維持し、生涯安心して住み続けることができる定住環境を整えることで、地域コミュニティの維持・増進によるまちづくりの活性化を図る。
び 区 保 域 全 の に 整 関 備 す ・ る 開 方 発 針 及	土 地 利 用 の 方 針	「大原戸寺 花の里 めでたいづくし宣言」に謳うこれまでの集落形態の維持と新しい人たちを迎えるための土地利用の促進に向け、市街化の抑制を基本に、戸寺のまちづくりにふさわしい一体的な土地利用の誘導を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	1 建築物の用途制限により、定住の促進と地域コミュニティの維持・増進、活力ある集落づくりを目指す当地区にふさわしい建築物の整備・誘導を図る。 2 形態意匠等の制限により、大原戸寺町地区の豊かな自然環境と調和し、風情ある集落にふさわしい建築物の整備・誘導を図る。
計 地 区 区 整 画 備 備	地区施設の 配置及び規模	通路 幅員 4 メートル、延長約 4 5 0 メートル

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区
		地区の面積	約9.2ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 自己の居住の用に供する専用住宅 2 自己の居住の用に供する住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるものを除く。） ア 建築基準法施行令第130条の3各号に掲げる用途 イ 農産物販売所 ウ 診療所 エ 保育所 3 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で都市計画法施行令第20条各号に掲げるもの 4 第2号アからエまでのいずれかに掲げる用途に供する建築物で、当該建築物の周辺に居住している者が自ら当該業務を営むもの（床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） 5 図書館又は公民館 6 前各号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5に規定するものを除く。）
		容積率の最高限度	10分の6
		建ぺい率の最高限度	10分の4（角敷地内等にある建築物にあつては、10分の5）
		建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル
		建築物等の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 フェンスにあつては、道路境界線に沿って設置してはならず、敷地境界線に沿って設置する場合は、高さは2メートル以下であり、色彩がこげ茶色、薄茶色又は灰色であること。 2 擁壁にあつては、形態が石積みであること。
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合は、次のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門及び管理上やむを得ないと認められるものについては、この限りではない。 1 生垣 2 木製又は竹製のさく（表面が木製又は竹製に類する仕上げが施されたものを含む。） 3 石積みその他これに類するもので、高さが1メートル以下のもの

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	B地区
		地区の面積	約3.0ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 自己の居住の用に供する専用住宅 2 自己の居住の用に供する住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるものを除く。） ア 建築基準法施行令第130条の3各号に掲げる用途 イ 農産物販売所 ウ 診療所 エ 保育所 3 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で都市計画法施行令第20条各号に掲げるもの 4 第2号アからエまでのいずれかに掲げる用途に供する建築物で、当該建築物の周辺に居住している者が自ら当該業務を営むもの（床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） 5 図書館又は公民館 6 前各号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第130条の5に規定するものを除く。）
		容積率の最高限度	10分の6
		建ぺい率の最高限度	10分の4（角敷地内等にある建築物にあつては、10分の5）
		建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル
		建築物等の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	フェンスにあつては、道路境界線に沿って設置してはならず、敷地境界線に沿って設置する場合は、高さは2メートル以下であり、色彩がこげ茶色、薄茶色又は灰色であること。
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合は、次のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門及び管理上やむを得ないと認められるものについては、この限りではない。 1 生垣 2 木製又は竹製のさく（表面が木製又は竹製に類する仕上げが施されたものを含む。） 3 石積みその他これに類するもので、高さが1メートル以下のもの

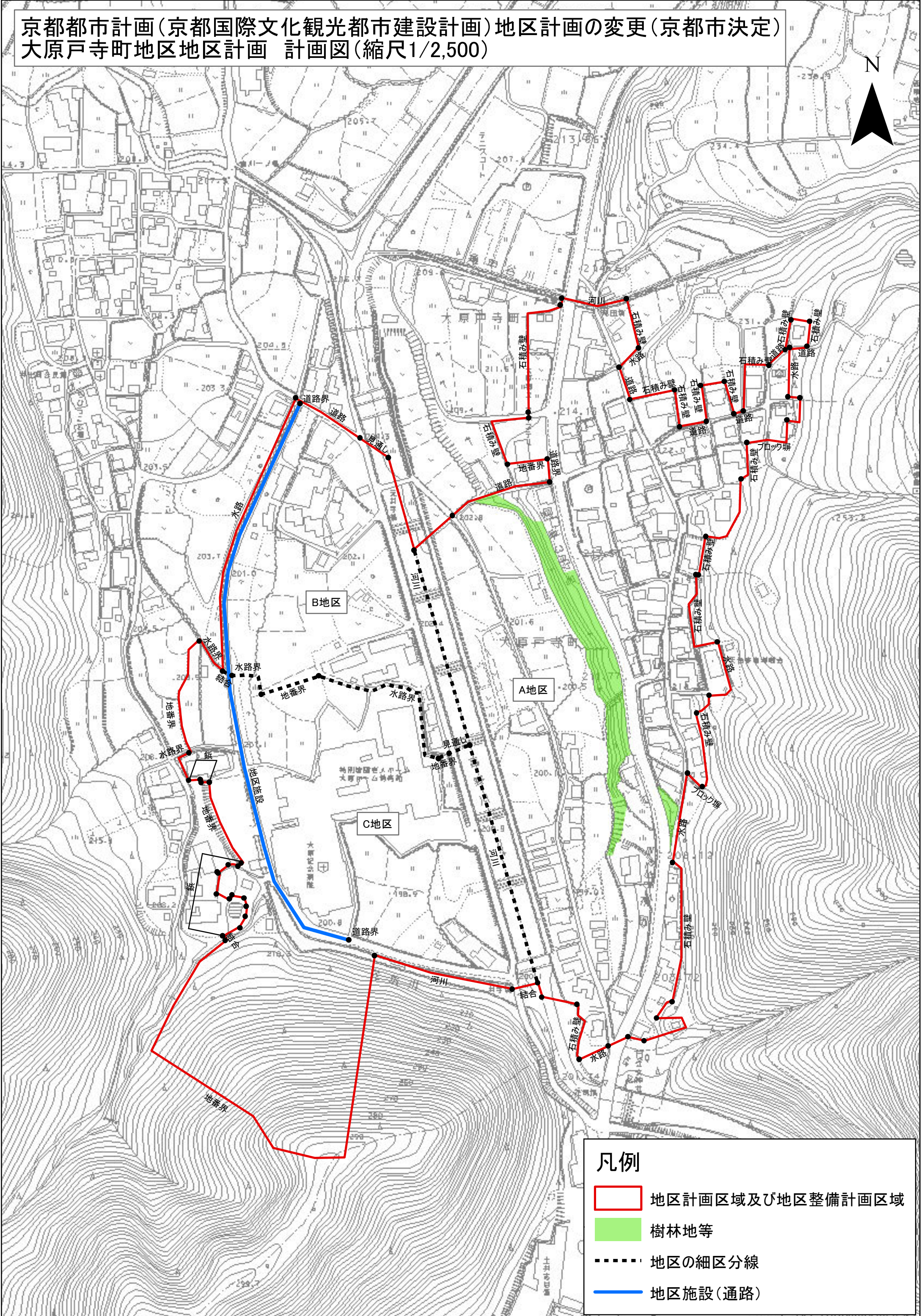
地区整備計画	地区の 区分	地区の名称	C 地区
		地区の面積	約 6. 7 ヘクタール
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 病院又は診療所 2 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（老人ホームにあつては、特別養護老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サービス付き高齢者向け住宅」と言う。）に限る。） 3 老人福祉センターその他これに類するもの 4 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅又は病院職員の居住の用に供するものに限る。） 5 寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、介護保険法第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設又は病院職員の居住の用に供するものに限る。） 6 建築基準法施行令第 130 条の 3 第 2 号又は第 3 号に規定するもの（介護保険法第 8 条第 12 項に規定する福祉用具貸与若しくは第 13 項に規定する特定福祉用具販売又は第 8 条の 2 第 10 項に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは第 11 項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行うものに限る。） 7 前各号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 に規定するものを除く。）
		容積率の最高限度	10 分の 10
		建ぺい率の最高限度	10 分の 6
		建築物の敷地面積の最低限度	500 平方メートル
		建築物等の高さの最高限度	10 メートル（軒の高さについては、7 メートル）
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	フェンスにあつては、道路境界線に沿って設置してはならず、敷地境界線に沿って設置する場合は、高さは 2 メートル以下であり、色彩がこげ茶色、薄茶色又は灰色であること。
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合は、次のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門及び管理上やむを得ないと認められるものについては、この限りではない。 1 生垣 2 木製又は竹製のさく（表面が木製又は竹製に類する仕上げが施されたものを含む。） 3 石積みその他これに類するもので、高さが 1 メートル以下のもの
	土地の利用に関する事項		計画図に表示する樹林地等の区域については、樹林地又は草地として保全する。

「区域、地区整備計画の区域及び樹林地の区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、豊かな自然環境に包まれ、大原地域の南の玄関口に位置し、古来より京と若狭地方を結ぶ旧若狭街道に多くの人々が往来することで、独自の文化が継承されている当地区の地区計画を変更することにより、豊かな自然環境と調和する風情ある集落環境の保全・形成を図るとともに、地区が抱える「少子高齢化・過疎化」による人口減少の課題に対し、医療福祉の需要に対応した施設の充実を図り、生涯安心して住み続けることができる住環境を整えることで、地域コミュニティの維持・増進や、まちづくりの活性化を図るものである。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更(京都市決定)
大原戸寺町地区地区計画 計画図(縮尺1/2,500)



凡例

-  地区計画区域及び地区整備計画区域
-  樹林地等
-  地区の細区分線
-  地区施設(通路)